

市民税・県民税の申告

申告期間 **2月10日(月)～3月16日(月)**

※平日のみ

会場、地区ごとの日程については、裏表紙をご確認ください。 問課税課 (本庁2階) ☎24-2113

市民税・県民税の申告が必要な人

- (1)事業（農業・営業など）・不動産（地代・家賃）などの所得がある人
- (2)給与所得者で、勤務先から本市に給与支払報告書の提出がない人、給与を2か所以上から受けた人、給与以外の所得がある人
- (3)雑所得（個人年金、原稿料、講演料、シルバー人材センターからの報酬など）や一時所得（当選金、生命保険の満期金など）がある人
- (4)公共事業（土地収用）などのために土地を譲渡した人
- (5)収入が無く（収入が障害年金・遺族年金など非課税所得のみの人を含む）、税法上の扶養になっていない人
- (6)税法上の扶養になっている人のうち、扶養主が本市以外に住んでいる人



詳しくはホームページをご覧ください。

申告フローチャート ～申告が必要かどうか確認してみましょう～

令和2年1月1日

に筑西市に住んでいましたか？

いいえ

令和2年1月1日に住んでいた自治体に確認してください。

はい

令和元年中に収入がありましたか？
※この収入には障害年金や遺族年金などの非課税所得は含まれません。

はい

いいえ

筑西市在住の人に税法上で扶養されていますか？

いいえ

はい

次の①～④に該当しますか？

- ①給与収入はあったが、年末調整を行っていない。
- ②2か所以上から給与をもらっていた。
- ③給与収入以外の所得が20万円を超えていた。
- ④公的年金等収入が400万円を超えていた又はそれ以外の所得が20万円を超えていた。

はい

所得税の確定申告が必要な可能性があります。

いいえ

- 給与収入のみの人
勤務先から本市に給与支払報告書が提出されていますか？
- 公的年金等収入のみの人
「はい」へ進んでください。
- 上記に該当しない人
「いいえ」へ進んでください。

いいえ

市民税・県民税の申告が必要です。

はい

申告の必要はありません。

医療費控除・扶養控除など、源泉徴収票に記載された控除以外の控除を適用する場合は、申告が必要です。

令和2年度（令和元年分） 所得税

申告に必要なもの ～申告会場に行く前にチェックしてみましょう～

- 印鑑
- 「マイナンバーカード」又は「通知カード+身分証明書（運転免許証、健康保険証など）」
※顔写真のない身分証明書は2種類必要です
- 給与、退職金、公的年金等の源泉徴収票（原本）※給与所得者・年金所得者
- 収支内訳書（収入と支出の分かる帳簿、領収書）※事業所得（農業、営業など）・不動産所得者
- 所得控除の証明書（医療費、社会保険料、生命保険、個人年金、地震保険料の支払証明書など）
- 還付金の振込先（金融機関、支店、種別、口座番号）が分かるもの（本人名義の口座に限る）
※還付申告の人のみ
- 税務署からのお知らせハガキ ※届いた人のみ
- 税務署が発行した利用者識別番号を持っている場合はその番号が分かる書類

医療保険課からのお知らせ

国民健康保険、後期高齢者医療保険に加入している場合、保険税（料）の軽減制度や医療費の自己負担限度額（月額）の所得区分を判定するため、収入が0円でも市民税・県民税申告が必要です。

問 医療保険課（本庁1階） ☎24-2103

障がい福祉課からのお知らせ

自立支援医療制度を申請している人は、自己負担上限月額決定のため、申請者と同一世帯で同じ保険制度を利用している人の市民税・県民税の申告が必要です。

問 障がい福祉課（本庁1階） ☎24-2105

収税課からのお知らせ

税法上で扶養されている人でも非課税証明書を発行できますが、所得額の記載の無い証明書になります。所得額が記載された証明書が必要な場合は、市民税・県民税の申告が必要です。

問 収税課（本庁2階） ☎24-2316

市民課からのお知らせ

税務署でマイナンバーカードの申請受付を行います。

▶ 期間 = 2月17日（月）から3月6日（金）のうち火曜・水曜・金曜の午前中

▶ 場所 = 下館税務署1階 申告会場

問 市民課（本庁1階） ☎24-2101

無料税務相談を実施します（事前予約制）

【対象】 年金受給者、給与所得者で医療費控除を受ける人、年の途中で就職・退職・年末調整の済んでいない人

【会場】 ①各税理士事務所 日時：2月6日（木）午前9時30分～正午 / 午後1時～4時

問 最寄りの税理士事務所まで問い合わせください。

②セナミ学院（下館駅南校）日時：2月13日（木）午前9時30分～正午 / 午後1時～3時

問 関東信越税理士会下館支部 ☎25-5930（平日のみ）

※住宅借入金等特別控除を受ける場合や収入金額が600万円を超える場合などは、低額な料金が発生する場合がありますので、事前予約の際にご確認ください。

※人数に限りがありますのでお早めにお問い合わせください。



税理士情報
検索サイト